鈴木朖『論語参解』私注（三十三）

田尻祐一郎

論語巻第七　　鈴木朖参解四之上

子路第十三

一．

子路問政ヲ、子曰、先シニ之レ

政法号令ノ趣ヲ、先ソノ身ニ行ヒテ見スルハマツ先カケテ引立シワザニテ上篇ノ子帥ニ以正ヲ(1)後章ノ其身正、不令而行ヲ(2)ト云モノ也

労之ヲ、

難渋辛苦等ノ事ヲ察シヤリテ、イタハリナグサムル也(3)上イタハル心アル時ハ、下ヨロコンデ労ヲ忘ルトイヘリ○先ンズルハ義ナリ、イタハルハ仁ナリ

請益ヲ、

猶其上ニ心得ニナルベキ詞ヲ添ンコトヲ請也

曰、無倦コト、

上ノ二事ヲ、長ク行ウテ退屈セザレトナリ(4)

（1）「季康子問政於孔子、孔子対曰、政者正也、子帥以正、孰敢不正」（顔淵篇第十八章）

（2）「子曰、其身正、不令而行、其身不正、雖令不従」（子路篇第六章）

（3）「労之」について、朱子『論語集註』は蘇軾の言葉を引いて、為政者が自から率先して骨をおることだとする。「蘇氏曰、……

凡民之事、以身労之、則雖勤不怨」。仁斎も、「使民、在於躬勤其事」（『論語古義』）として朱子に倣う。これに対して徂徠は、「労之」は「労来」、ねぎらうことだとした。徂徠によれば、「文武之政、在於方策、豈待問乎、故諸人問政、皆非為其異日従政而預問之也、其人方従政而問其所当務也、故孔子答之、亦非泛言従政之道也、皆随其人其時及其所治之土各殊焉」（『論語徵』）、孔子は政治の一般論を述べているのではない。ここでは、子路の性格・力量や当時の政治状況に即して孔子は答えている。その上で徂徠は、「蓋子路勇於義、……大氐勇於義之人、以己視民、必有発政不以漸、而遽責其従己者、故曰先之、亦必有以義責民、而不恤其労苦者、故曰労之」と論じた。「義」を掲げて勇みこんで走り出す子路のような人物は、民の労苦をいたわりねぎらうような配慮を怠るから、孔子はこう答えたのだと徂徠は解釈する。春台『論語古訓外伝』は蘇氏語を引いた朱子をよしとしたが、朖は、子路の人柄に絡めることはしないものの、徂徠に拠っている。淇園『論語繹解』・息軒『論語集説』も、徂徠に従う。

（4）「無倦」について、朱子『論語集註』は「及請益、則曰無倦而已、未嘗復有所告、姑使之深思也」という程氏の言葉を引いた。新しいことを言わず、「先之」「労之」という二事について、倦むことなく努力せよと説いたというのである。この「無倦」は、「子張問政、子曰、居之無倦、行之以忠」（顔淵篇第十五章）にも見えたが、『論語大全』は、二つの「無倦」を関連させて、胡炳文の言葉「子張堂堂、子路行行、皆易鋭於始而怠於終、故答其問政、皆以無倦告之、子張少誠心、故又加之以忠」を紹介した。ここには徂徠と同じ、相手に応じた孔子の答えだという理解が窺えるが、仁斎『論語古義』がこれを引き、一斎『論語欄外書』が胡氏の理解を支持している。

二

仲弓為季氏宰、
　家老也ヤ、邑宰ナリヤ知カタシ
問政、子曰、先有司、
　第一ニ心ガクベキ事ハ諸役人ヲ吟味シテ、ソレ〳〵可然者ニ申付ベシト也(1)
赦小過、
　サテソノ有司ヲ用ル心得ハ、大体ダニヨキ時ハ、小過ハ勘弁容舎スベシト也、此心ナキ時ハ、人ハツカハレズ、使フ人ナクナルベキナリ○(2)首篇ニ国ヲ治ルニハ愛人トイヘリ、(3)上ノ労之、(4)コヽノ赦過ヲミナ愛スル人ノ内ノコトナリ
挙賢才、
　賢材ノ人ト(5)知ラバ下賤ノ身ニ埋モレアリトモ、吹噓シテ引上ゲ用フベシト也
曰、焉知賢才而挙之、

賢材ハ知ガタキ者ニテ、コト〴〵ク知ル事ハ殊ニカタキ者ナル事ヲ、ウレヘテ問ヘルナリ(6)

曰、挙爾所知、

コレニテマツ尓ノ志ヲミスベシ、尓ノ志マコトニ賢材ヲ好ムトタニ見タラバ

爾所不知、人其舎諸

コレヲサシオク事ハ決シテセジト也○大学ニ云ク、心誠ニコレヲ求メバ、中ラズト云トモ遠カラジ、(7)人ヲ知ル智慧ハ末也、賢ヲ好ム誠ハ本也、本サヘ立テバ、末ハオノヅカラ生ズルモノ也、人ヲアマ子ク知ル事ノ難キヲ憂ンヨリハ、マヅ一人ニテモ、知リタル人ヲ挙用ヒザル不忠ノ失ヲフカク憂フベシ、此心願サヘツヨケレバ、徳不孤ノ語(8)ノ通リニ輔ル人多クシテ、不智ノ憂ハオノヅカラナキ也(9)

小過ヲ咎レバ、其人小過モナキ様ニトスル故、其才智縮テ働カズ、心一杯自由ヲスルコトガ不成故也、……愚ナル人ハ、少キ仕落モナキヲ器量ナリト云ルハ、以ノ外ノ癖事也」（巻之三）と論じている。

（3）「子曰、道千乗之国、敬事而信、節用而愛人、使民以時」（学而篇第五章）

（4）子路篇前章

（5）朱子は、「賢、有徳者、才、有能者」（『論語集註』）として区別するが、仁斎や徂徠は一つの範疇として論じている。一堂に、「按賢宗名、才族名、賢兼才、才不兼賢」（『論語知言』）という議論が見える。

（6）朱子の「仲弓慮無以尽知一時之賢才」（『論語集註』）に従う。

（7）「康誥曰、如保赤子、心誠求之、雖不中不遠矣、未有学養子而后嫁者也」（『大学章句』の分章で伝九章）

（8）「子曰、徳不孤、必有鄰」（里仁篇第二十五章）

（9）仁斎は、「夫以無人材為憂者、庸主之通患也、天下之広、不患無人材、不在於上、必在於下、不在於朝、必在於野、苟好賢甚、則群賢彙征、如抜茅茹、豈有無人材之患乎」（『論語古義』）として、人材の不在を嘆くのは「庸主」ならではだと論じた。

（1）古注は、王粛の言葉「言為政当先任有司而後責其事」を引き、朱子も徂徠もそれを継いだ。その場合、訓読は「先有司」となる。仁斎は「先有司」と訓んで、「有司属吏也、宰衆職所視倣、故躬先率作、則下無廃職」（『論語古義』）とした。仁斎のこの解釈を、徂徠は「此賈人之家、其老奴率群奴之事耳、鄙哉」（『論語徴』）と皮肉った。

（2）徂徠は『政談』で、「人ヲ使フ道ハ、……其人ノ心一杯ニ働カセテ見テ、其人ノ器量ヲ知事也。……小過ヲ許スト言コト有ハ、

三.

子路曰、衛君待子而為政、子将奚先、

コノ時孔子衛ニアリ、(1)衛君ハ出公輒也、待子トハ政事ノ相談、スベテ孔子ナラデハ落居セズトスルヲ云、其時ニハ何事ヲカ第一番ニ行ヒ玉ハントナリ

子曰、必也

期スル所、願フ所ヲ決定スル詞也

正名乎、

世ニハ名目ト実物ト相違スル事多シ、名ト実ト違ハヌヤウニスルヲ正名ト云(2)〇出公ハ祖父霊公ノ跡ヲ嗣キ、父蒯聵ガ外ヨリ入ラントスルヲ拒ミテ入レジトスル程ノ、無道ノ人也、父子仇敵トナルハ、名実ノ大混乱也、孔子若用ヒラレバ、必蒯聵ヲ引取リ、国ヲ譲ルカ、隠居トスルカ、何レニモ和熟ノ計ヒ方アルベシ、是誠ニ肝要ノ事ナリ、(3)サレドモアラハニ言ガタキ時節身分ナル故ニ、唯カクノミ答ラレタル也

子路曰、有是哉、子之迂也、

迂ハ、マハリ遠ク、事情ニウトキ也、是アランヤ、子ノ迂ナル也、ト読時ハ旧説ニテサヤウノ事ノアルベシヤハ、子ノ迂ナル事ヨ、ト云意也、是アル哉子ノ迂ナルコト、ト読時ハ、徴ノ説ニテ世人ノ子ヲ迂ナリト評価スル事、誠ニコレアル哉、ト云コヽロナリ(4)

奚其正、

孔子ノ下心ヲ知ラズ、自ノ心ニ任セテ、サシテ急務トシテ名ヲ正スベキ事ハナシ、ト思ヒタル也〇君子ハ務本故ニ(5)政ハ必上ノ徳ヲ正スヲ先トス小人ハ末ノミヲ知ル故ニコヽニ心ヅカサルナリ

子曰、野哉由也、

疑テ問ナラバヨシ、知ガホニソシリタルハワロシ、師ヲ尊ム礼ヲ知ラズ、知ザル事ヲ闕如スル義ヲ知ラズ、礼義ノ二ツヲ知ザルハ野人ナリ

君子於其所不知、蓋闕如也

闕如トハノケテオキ、アケテ置テ、知ガホノ計ラヒダテヲ為ザル、ソノ有サマヲイフナリ

名不正、則言不順、

名ハ言ノ眼目也、順ハ道理ニカナフヲ云

言不順、則事不成、

事ハ必言ヲ以テ取扱モノ也

事不成、則礼楽不興

事不成中ノ、殊ニ大ナル一事ヲイハレタル也、為政篇ニ、道之以徳、齊之以礼、是礼楽ヲ興ス事ニテ、政務ノ肝要ナリ

礼楽不興、則刑罰不中、

国治ラズシテ風俗アシクナリ、是ヲスクフベキ礼楽ハモトヨリオコラズ、イヤトモ厳刑ヲ用ルニイタル、厳刑ニテモトカクニ行届カヌモノニテ或ハ罪アリテ免レ或ハ罪ナキニ刑ニアヒ、ス

ベテハ刑罰シゲクキビシキニ過グルハ、是刑罰ノ不中也
刑罰不中、則民無所措手足
政務ノアシク、民ノ大ニ穩ニナラヌ有サマ此ノ如シ
故君子名之必可言也、言之必可行也、
是衛国ノ事情ニ限ラザル、惣体ノ道理ニシテ、誠ニ少モ動カザル至極ノ訓也、(7) サレドモ誠ノ道ヲ知サル俗人ノ心ニハ、トニカクニ迂遠ノ事ト思ベシ、然ルヲ其ニカマハズ、迂遠トイハレナガラ、イヨ〳〵迂遠ナルヤウノ事ヲ言キカサルヽハ、アラハニ言ハレヌ下心ノ所ヲ思ハカリテ心得ルヤウニトナルベシ
君子於其言、無所苟而已矣
苟トハ、カリソメオロソカノコヽロ也、旧説ノ如クナラバ、於名トイフベシ、於言トイフベカラ子ハ、誤也、是ニ二ツノ解ヤウアリ、一ツハ、君子ハ言ヲ苟ニセズ、子路ガ如ク粗忽ナル事ハイハヌモノ也、ト云意カ、一ツハ君子ハ言ヲ苟ニセズ、サレバ我正名トイフ詞、ヨシナキ事ニアラズ、トイフコヽロカ、コノ二ツノウチナルベシ

（1） 朱子は、「是時魯哀公之十年、孔子自楚反乎衛」（『論語集註』）とする。春台は、「是時魯哀公之十年」については認めながら、「当云孔子在衛」とすべきだと主張した（『論語古訓外伝』）。狼はこれに拠る。

（2） 履善が、「今日本ニモ名ノ正カラサルコトアリ、……関東ノ将軍様ヲ天下様ト云フ、非也」「徂来ハ江戸ヲ東都ト称シ、ソレニ対シテ平安城ヲハ西京ト云ヘリ、西ト云ヘハ東ニモ天子有ト聞ユル也」と述べている。

（3） 朱子は、「是時出公不父其父、而禰其祖、名実紊矣、故孔子以正名為先」（『論語集註』）とする。衛の霊公の子である蒯聵は、淫乱な母、南子を嫌い、その殺害を謀って失敗して国外に逃れていた。霊公は、蒯聵の弟に当たる郢を後継に据えようとしたが辞退され、霊公の没後、蒯聵の子である輒が位を受けて出公となった。出公は、父である蒯聵を入国させず、祖父である霊公を父の扱いにしてその廟を祭った。こういう「名実」の乱れた事態に対して、「正名」を第一とする孔子は、具体的に何をどうしようとしたかったのか。朱子は、「夫蒯聵欲殺母、得罪於父、而輒拠国以拒父、皆無父之人也、其不可有国也明矣、夫子為政、而以正名為先、必将具其事之本末、告諸天王、請於方伯、命公子郢而立之、則人倫正、天理得、名正言順、事成矣」という胡氏（寅、安国）の言葉を引いた（『論語集註』）。孔子は、「天王」に事の経緯を報告し「方伯」に理解を求めて、郢を擁立しようとする、それが「正名」だというわけである。これを崎門では、「公子郢ハ霊公ノ本腹ノ子ナリ、国ニイテシカモ霊公ノ立テフト云ハレタモノユヘ、天子カラノ下知テ立レハ、コレホト正シイコトハナイ」（絅斎『論語師説』）と解説している。これに対して仁斎は、「向使輒誠心以待之虚己以委之、則夫子豈不可助之乎」（『論語古義』）、出公

（輒）が己を空しくして孔子に全面的に政治を任せたとしたら、孔子は出公に協力するつもりだったろうとする。そして仁斎は、胡氏語について、「其論正矣、而非人情、不可従也」として斥ける。「人情」について東所は、「若出公夫子ヲ信ジテ政ヲ為サシムルニ、又其人ヲ反テ上ヘ訟ルハ人情ニ非ル也、別ニ処置アルヘシト、又此時大王方伯訟ヘキニアラス、古礼ニ拘テ云々ス、時勢ヲ不知トイフヘシ」と敷衍している。この問題について徂徠や春台は論及しないが、朖は、まず父の蒯聵を国内に迎え、何らかの「和熟ノ計」をなすというのが孔子の真意だとする。なお王陽明『伝習録』（上巻）には、門人が「孔子正名、先儒説、上告天子、下告方伯、廃輒立郢、此意如何」と質問し、陽明が「恐難如此、豈有一人致敬尽礼、待我而為政、我就先去廃他、豈人情天理、孔子既肯与輒為政、必已是他能傾心委国而聴、聖人盛徳至誠、必已感化衛輒、使知無父之不可以為人、必将痛哭奔走、往迎其父、父子之愛、本於天性、輒能悔痛真切如此、……」と答えた問答が見える。続いて陽明は、衛に戻った蒯聵と輒が和解し互いに位を譲り合い、蒯聵は「上皇」のような位置に就いて輒の政治を見守るというような形でおさまるだろうと述べている。これを支持するのは、淡窓『読論語』や一斎『論語欄外書』である。

（4）　徂徠は、「蓋時人有以孔子為迂者、子路始以為不然、今聞孔子之言、而謂誠有如時人之言者也」（『論語徴』）とした。なお江戸期の朱子学者の訓読は、「有是哉、子之迂也」（羅山点）「有是哉、子之迂也」（闇斎点）「有是哉、子之迂也」（後藤点）などであり、春台は「有是哉、子之迂也」（『論語古訓』）と訓んでいる。

（5）　学而篇第二章

（6）　為政篇第三章

（7）　朱子は、孔子の最初の答え「必也正名乎」について、「正名雖為衛君而言、然為政之道、皆当以此為先」という謝氏（上蔡）語を引いて、「正名」の普遍的な意義を説いた。徂徠は、「蓋名不正、言不順、事不成者、它人或能言之、而礼楽不興、刑罰不中、非孔子不能言之也」（『論語徴』）として、礼楽や刑罰との関連で「正名」が言われている点に孔子らしさを求めた。徂徠は、「先王礼楽、孝莫尚焉、孝道不立、礼楽不可得而興也」とした上で、朱子が引いた「事得其序之謂礼、物得其和之謂楽」という范氏（祖禹）語を「空言」として斥けた。さらに春台は徂徠を受けて、「夫子所云礼楽者、先王礼楽也、……宋儒必言身中之礼楽、乃義理之礼楽也、孔子未嘗言義理之礼楽、況此章因論国政、自名不正、推至礼楽不興、豈可指一身之礼楽而言哉、……夫礼廃則典常乱、楽廃則風俗悪、所以国多刑人、然而欲無淫刑濫罰、不可得也、此孔子之意也」（『論語古訓外伝』）と述べた。大胆なのは履軒であり、徂徠によってまさに孔子の真価が窺えるとされた「事不成、則礼楽不興、礼楽不興、則刑罰不中、刑罰不中、則民無所措手足」の六句について、「疑当削、蓋非孔子之言也、疑是後人之攙

入、或註文之入正文者」として、「左伝国語之口気」が感じられると論じた（『論語逢原』）。

四.

樊遅請学稼

稼ハ田畠ヲ作ル農ノワザナリ

子曰、吾不如老農、

老功ヲ経タル農夫ニシカズトナリ

請学為圃、

圃ハ、野菜ヲ作ル舎園也

曰吾不如老圃、

老功ヲ経タル舎園作リニシカズト也

樊遅出、子曰、小人哉樊須也、

後篇ニ、君子ハ道ヲ謀テ食ヲ謀ラズトアリ、(1)然レバ孔子ノ門ニアリナガラ、カヽル事共ヲ問ハ、道ヲ謀ラズシテ食ヲ謀ルナレハ是君子ノ心ニアラズ、賤シキ身分小人ノ心也、孔子ノ多能ナルヲ見テ、カヽル事ヲモ問シカ、(2)タヾシヤハリ道ヲ謀ル心ニテ、治国ニモ用アル事ト思ヘル歟、(3)若其心ナラバ、次ニ論ゼラレシ通リ也

上好礼、則民莫敢不敬、

一ツハ上ニ見倣フ道理、一ツハ相報ユル人情ナルベシ上礼ヲ好ミ下ヲ使フニ礼アル時ハ、民ヨリモ深ク敬スル也

上好義、則民莫敢不服、

民ノ上ニ心服セザルハ、上ニ不義不筋ノ行ヒアルニヨレリ

上好信、則民莫敢不用情、

詐リナキ者ヤウノ心ヲ以テ上ニ事フルヲ、用情ト云(4)○是又見習フト報ユルトノ情理ニヨレリ、下ノ詐ザラン事ヲ思ハヾ、先上ニ不信ヲ嫌ヒ、誠ナルベキナリ

夫如是、則四方之民、襁

小児ヲ背ニ負フ布也

負其子而至矣、

自国ノ民上ニ信服シテ愛慕スル時ハ他国ノ民モ仰ギ慕ヒテ、引移リ来ルベシト也○カヤウノ道ヲ学ビテ是ヲ以テ其君ヲ輔クル卿大夫ノ心得ヲ心カグル事、君子ノ道ナリ、是ニ心ガケズシテ民ノワザヲ問ベキニアラズト也

焉用稼

后稷ノ稼穡ヲ教ヘシハ如何、徂来先生イハク、孔子ノ時ト唐虞ノ時トハ異ナリ、万一教ヘズシテカナハヌ事アランニハ、上ニイヘル如クナレバ、老農ニ事欠ク事ハアルマジ、何ゾカナラズミヅカラ教ヘンヤ(5)(6)

（1）「子曰、君子謀道不謀食、耕也、餒在其中矣、……」（衛霊公篇第三十一章）

（2）徂徠が、「孔子多能鄙事（子罕篇第六章）、方其不仕家居、而家人有以稼圃稟者、孔子或指授其一二、必有常人不及者、故樊遅請学之」（『論語徵』）としたのを受ける。春台は、徂徠の解釈を「遅之所以問稼圃、古今唯荻先生為得其説、……此亦遅之信夫子之篤也、非謂稼圃可以為国也」（『論語古訓外伝』）と讃えた。

（3）樊遅は、治国安民のために農業を学ぼうとしたという理解を強調するのは、南冥『論語語由』である。南冥は、「余考樊遅所以学稼圃者、蓋亦為欲使民敬服而用情故耳」と説き出し、孔門の諸子が「礼義恩信」の政治を実現させようとして上手くいかないのは、「氓之蚩々、利姦亦多、乏衣食也、因無恒心、苦賦税也、詐欺用事、治民之難、職是之由」、民の生活が安定しないからだとする。そこで、「夫樊遅年少壮気、喜趨事功、欲悉知民之細務、以服其心、因以取盛治、其惑不亦宜乎」、民の苦労を体感して政治に生かそうとしたのだとする。息軒も、「樊遅蓋憂民貧力乏、田圃多荒、欲学農圃以教之」（『論語集説』）とした。ユニークな解釈は仁斎であり、樊遅には隠遁願望があったとして、「可知、遁世為高者、非知孔孟之心者也」（『論語古義』）と述べている。なお、『朱子語類』の「樊遅学稼、当時須自有一種説話、如有為神農之言、許行君民並耕之説之類」（劉炎録）について、絅斎が「語類ニ樊遅ヲ許行カコトシャト云テアルハタマ〳〵仰ラレタコトソ、サフテハナイゾ」（『論語師説』）と述べている。農家の思想家である許行の「君民並耕」の議論、それは孟子によって論破されることになるが、それに通じるような志向が樊遅にあったのではないかという疑問を、絅斎は強く否定している。

（4）「用情」について、朱子は「情、誠実也」（『論語集註』）とし、仁斎は「情、猶実也」（『論語古義』）とする。徂徠は、「用情云者、謂不匿其情也、……民之所以難治者、以其情不可識也、其情所以不可識者、以疑其上也、所以疑其上者、以上無信也、故曰、上好信則民莫敢不用情」（『論語徵』）として、民がその情を上に対して隠したり、偽ったりしないことだとする。朖は、徂徠に拠る。

（5）徂徠は、「昔在唐虞、后稷勤稼穡、孔子何以謂之小人也、蓋唐虞立民極、則壌定賦、立万世之法、非稷益不能焉、如春秋時、所乏君子之人、而樊遅乃不君子是学、而学細民之事、豈不謬乎」（『論語徵』）として、農師が重要な意義をもった時代と、君子の存在が必要とされた孔子の時代の違いを説いた。

（6）樊遅が退室してから、孔子が「小人哉樊須也」以下の発言をしたことについて、朱子は、楊氏（時、亀山）の言葉、「蓋於其問也、自謂農圃之不如、則拒之者至矣、須之学、疑不及此而不能問、不能以三隅反矣、故不復、及其既出、則懼其終不喩也、求老農老圃而学焉、則其失愈遠矣、故復言之、使知前所言者意有在也」を引いた（『論語集註』）。仁斎は、そこに孔子の暖かい配慮が読み取れるとする。「夫子不面責其非、而必待其出而言者、蓋面責其非、則彼固不得不従、然或恐拂其意而聴信之不篤、彼若聞夫子窃議己之非、則羞悪之心生於内而悔悟親切、自改之也、必

矣、是亦夫子之仁也」（『論語古義』）。これに対して徂徠は、「孔子多不面斥其非、待其出而言者、師厳而友親、故使朋友伝其言、礼為爾」（『論語徵』）として、それが礼に即したやり方なのだとする。狼は、この問題に関心を向けない。

五.

子曰、誦
ソラニヨミウカフルナリ
詩三百、授
ワタス
之以
政不達、
政令ヲ出セドモ下信ジ用ヒズ、行ワタラザルハ、事情ニ違フ事多ケレバ也、カヤウニ説時ハ、達ハ後章ノ欲速則不達ノ達ニ同ジ、旧解ニテハ、達ハ、賜也達ノ達ニ同シク、聞エザルニハアラ子ドモ、前後ノツヾキ、今案ノ方少シマサレリ(1)
使於四方、不能専対、
副使ノ介ト云者ヲ頼マズ、一分立テウケ対ヘスルヲ専対ト云雖多
三百ヲ誦スルハ多也
亦奚以為(3)
学ビタル詮ナシト也○詩ヲヨク学ブ時ハ、人情世態ニ通スルト、能言トノ、二ツノ益アリ、猶後篇ニクハシク見エタリ、(4)学ビナガラ此益ヲ得ザルハ、思ノタラズ、学ブ事ノ浅キト、其才ノオトレルトニヨレリ

（1）朱子は、「誦之者、必達於政而能言也」（『論語集註』）とした。江戸期の朱子学では、「達」について、「必ス行政ノ理ニ達シテ」（貞斎『論語集註俚諺抄』）「政ノコトワケカヨク合点イテ」（絅斎『論語師説』）などと説明された。この「達」について狼は、「欲速則不達」の「達」と同じだとする。「子夏為莒父宰、問政、子曰、無欲速、無見小利、欲速則不達、見小利則大事不成」（子路篇第十七章）で狼は「不達」を「思フ如クニ行ワタラヌ也」と解釈していることからも、「達」は、政令がもれなく行き渡ることとして理解されている。狼によれば、「旧解」は「季康子問……曰、賜也可使従政也与、曰、賜也達、於従政乎何有、……」（雍也篇第七章）の「達」と同じだとする。狼の解釈を見れば、子貢（賜）は「人情事変、固ヨリ道理合ニモヨク通達タリ」とあるから、こちらの「達」は、物事に通じていることである。徂徠『論語徵』には、「達」についての言及はなく、春台は、「今廼誦詩三百、而不達政治、不能専対、是其所誦、曽不済用也」（『論語古訓外伝』）とするから、「旧解」に疑問を持たなかった。

（2）「一分」は「一身、自分ひとり」、「一分立つ」は「一身の面目が立つ、責任を果たす」こと（『日本国語大辞典』）。

（3）「亦奚以為」は「亦奚（なにを）以為（せ）ん」（羅山点）などと訓読されたが、朖は、徂徠の「以訓用、言其無所用詩也」（『論語徵』）という指摘に従った。春台の『論語古訓』正文は、「亦奚（ナニヲ）以為（テセン）」である。

（4）「子曰、小子、何莫学夫詩、詩可以興、可以観、可以群、可以怨、邇之事父、遠之事君、多識於鳥獣草木之名」（陽貨篇第九章）

六.

子曰、其身
　政令ヲ出ス程ノ人ノ事也
正、不（ケレバ）令而（シテ）行（セ）、（ハル）
　民ハ善悪共ニ上ノ所行ニ従フモノ也
其身不（レバ）正（カラ）、雖（ヘドモ）令（スト）不従
　是誠ニ相違ナキ事ナレドモ、トニカクニ信ズル人少ク、信シテモ行フ人ノ少キゾ、嘆カシク悲シキ事ニハアリケル猶上篇ノ季康子問ノ章共ト合セ見ルベシ(3)

（1）淡窓『読論語』にも、「所謂三歳小児亦能知、百歳老翁不能行者」とある。

（2）「季康子問政於孔子、孔子対曰、政者正也、子帥而正、孰敢不正」（顔淵篇第十八章）

（3）徂徠は「身」について、「古書所謂身、皆謂己也、対人対事而言、如其身正、不令而行、対人者也、礼楽得於身、対事者也、……宋儒動以身心相対立工夫、浮屠之学也」と述べて、さらに「凡言正邪者、以先王之道言之者也」とし、「孔子之時、先王之道、雖亡乎猶在、故特言此以責人君已」と論じた（『論語徵』）。徂徠によれば、孔子は、先王の礼楽が既に生きて働いてはいないものの、完全に滅んでなくなったというわけではない状況の中で、人君のために、少しでも先王の道に適った挙措をもって民に臨むことを主張したのである。

七.

子曰、魯衛之政、兄弟也
　魯ノ先祖周公ト、衛ノ先祖康叔ト兄弟ナル故ニ、代々兄弟ノ国タリ、国ノ兄弟ノミナラズ、其政モ亦兄弟トイフベク、ヨク似ヨリタリト也、大夫ニハヨリ〳〵君子トイフベキ人アリ、(1)君ハ打ツヾキ暗愚多ク、サスガニ斉秦等ノ偏国ヨリハ、風儀ノヨキ事モアルナド、皆ヨク似ヨリタレバ、政モ似ヨリタリシナルベシ(2)

（1）季札（呉王の子）の評価に「衛多君子、未有患也」とある

（『春秋左氏伝』襄公二十九年）。『論語』の中でも、衛の大夫たちへの評価は高く、例えば蘧伯玉は「君子」（衛霊公篇第七章）、史魚は「直」（同）、公叔文之は「文」（憲問篇第十九章）などとされる。

（2）朱子は、周に連なる両国の「衰乱」を孔子が嘆いたとするが、仁斎は、「子曰、斉一変至於魯、魯一変至於道」（雍也篇第二十四章）と結び付けて、「是時二国雖衰乱之甚、然猶有二公（周公と康叔）之遺風、故曰兄弟也、亦魯一変至於道之意」とし、更に「其在当時誰謂、斉晋之強、不如魯衛之弱、然魯後斉晋而亡、衛之子孫、至漢猶在、則王沢之遠、亦不可誣也、聖人之言、可信也夫」（『論語古義』）と論じた。これを支持する徂徠は、「可謂善解論語」として、「蓋孔子去魯、而居衛之日独多、門人亦多衛人」（『論語徴』）として、孔子と衛の親しさを指摘した。春台もまた、両国の「衰」を言いながら、「夫子所以言此者、蓋欲興周道、非魯則衛、其地未有若二国之可者也」（『論語古訓外伝』）とする。狼もこれを継ぐが、南冥『論語語由』・大峰『家註論語』・一斎『論語欄外書』・淡窓『読論語』なども、これに倣った。

八

子謂衛公子荊、衛ノ大夫ナリ

善居室、室ニ居ルハ、俗ニ身体ヲモツト云ニ同ジ、室ト云ニ家財ヲ兼タレバナリ、善トハ、其心得シカタノヨキヲ云(2)

始有、始テ禄ヲ受テ、居宅家財ノ出来タル也、俗ニイフ取付キ身体ナリ(3)

曰、苟合矣、

ザツト取聚ムレハ善シト言ヲル也、居宅車馬衣服器物等ノ事也

少有、

少シユタカニ成タルナリ

曰、苟完矣、

ザツト取揃ヘレバ、事スムト也

富有、

大ニユタカニ成レル也○カヤウニ次第ニ富メル事ハ、収納ヨリハ費用ノ少キ倹約ノ徳也

曰、苟美矣

ザツト見苦シカラヌ程ニ、ツクロヒ飾リテオクベシト也○是皆十分ヲ求メズ、万ヅカリソメニノミシテ、奢侈ノ心ナキ有サマ也、カクダニスレハ、窮乏ニ至リ、不義不仁ニオツル患ヘハナシ、恭倹ニシテ身ヲヘリ下リ、心ノケダカキ君子ノ行此ノ如シ(4)

（1）「身体」は「身代」に同じ。「身代」は、「財産・俸禄などを所有する立場、身分」（『日本国語大辞典』）。

（2）「善居室」を、江戸期の朱子学では「身上一ムキ惣体ノシマイ様カヨク得ラレタルソ」（絅斎『論語師説』）、「善治家ヲ云」（貞斎『論語集註俚諺抄』）などと解説したが、徂徠は端的に、「室者、……蓋謂家財也、凡百器財服玩車馬奴僕、合名為室」（『論語徴』）とした。朖は、これに拠る。

（3）「取付身代」は「取付身上」に同じ。「取付身上」は、「所帯を持ったばかりで、何事もととのわない暮らし向き」（『日本国語大辞典』）。

（4）朱子は「苟、聊且粗略之意」とし、江戸期の朱子学では「苟（イササカ）」と訓読した（羅山点・闇斎点・後藤点）。孔子の発言の意図を、朱子は、「言其循序而有節、不以欲速尽美累其心」とし、さらに楊氏（亀山）語「務為全美、則累物而驕吝之心生、公子荊皆曰苟而已、則不以外物為心、其欲易足故也」を引いた。これについて徂徠は、「孔子之所善、在不遽而不在不欲、朱子以不欲為解、大氐後儒義利之弁大過耳」（『論語徴』）と批判したが、竹山が、「非曰、朱子曾無不欲之解、若是乎徂来誣罔之甚矣」（『非徴』）と反論している。

九

子適衛、冉有僕、
車ノ御者タルナリ
子曰庶矣哉、
民ノ多キ也、国ハ民ノ多キヲヨシトス、土地ヒロクテモ民スクナケレバ、国ヨワクマヅシ
冉有曰、既庶矣、又何加焉、
民多キ上ニハ又何事ヲカ加ヘ益ベシヤト也
曰、富之、
政ヲ以テ是ヲ饒ニスルナリ
曰、既富矣、又何加焉、曰、教之
孝弟忠信ノ風儀ヲシツケ、文武ノ材能ヲ興シテ、上ヲ敬ヒ親ヲシタシミ、礼譲和睦、戦ヘバツヨク、守レバ固キヤウニ教ヘナス也(1)

（1）朱子は、「富而不教、則近於禽獣、故必立学校、明礼義以教之」（『論語集註』）とした。これについて徂徠は、朱子の説く学校は「講解義理」を専らにするもので、「殊不知学校行礼之所、明礼義亦以礼楽明之、是宋儒所不知也」（『論語徴』）と批判した。朖は、学校には言及せず軍事を話題にしたが、「子曰、善人教民七年、亦可以即戎矣」（子路篇第二十九章）や「子曰、以不教民戦、是謂棄之」（同第三十章）と結び付けてのことであろう。

履軒が、「若下篇教民七年及不教民、豈学校有無之説哉」（『論語逢原』）と述べている。

十.

子曰、苟有用我者、
　今時ノ人君ニ、我ヲ用ル人ガアルガ最後ト也、苟ト云語此ノコトシ
期月
　丸一年也
而已可也、
　ハヤ大抵善カラント也(1)
三年有成
　急度成就スル事アラント也○書ノ堯典ニ、三載考績トアリテ、(2)
　久シキ定メ也(3)

（1）「期月而已可也」について、徂徠は、「已訓既、世多以而已為耳、非矣」（『論語徵』）とした。狼の「期月而已可也」という訓みは、徂徠に拠る。徂徠以前、惕斎に、「欽按、已、既也、或読而已二字倣耳字、勿従」（『論語集註鈔説』）という指摘が見える。闇斎点でも「期月而已可也」とする。羅山点では「期月而已可也」である。

（2）「帝曰、格、汝舜、詢事考言、乃言厎可績三載、汝陟帝位、舜讓于徳弗嗣」（『書経』堯典）。「衣食足而知栄辱、廉讓生而争訟息、故三載考績」（『漢書』食貨志）。

（3）朱子は、これを「愚按史記、此蓋為衛霊公不能用而発」（『論語集註』）として、孔子の嘆息の言葉だとする。これに対して仁斎は、「此蓋夫子為門人釈其疑也、当時仏肸之召、夫子嘗欲往、公山弗狃之召、夫子又欲往、門人多疑之、故言此以明其意、当与後篇吾其為東周乎章（陽貨篇第五章）参看」（『論語古義』）として、門人の疑念を晴らすために言われたものだとする。

十一.

子曰、善人
　述而、又先進ノ篇ニ見ヘタル善人也(1)
為邦百年、
　元祖ノ善人ノ治メ方ニシタガヒテ、数代無難ニ相続シテ、此年数ニ及ブヲ云○(2)聖人ノ治メニハ及バズトモ
亦可以勝残
　辻切強盗ノ類、スベテ悪虐不仁ノ輩ノナクナル也
去殺
　厳罰ヲ用ルニ及ハズシテヨク治マル也
矣、

乱世ノ風ヲ変化シテ静謐ノ世トナスコトノナルベシト也(3)〇カヽル古語ノアリシト見エタリ(4)

誠ナル哉是言也

孔子タメシ見考ヘ知ラレシコトノアリシナルベシ(5)(6)

（1）述而篇第二十五章、先進篇第十九章

（2）春台が、「為邦、猶言為家也、謂開国也、不与治国同、言善人開国而立善政、子孫奉之、至百年之久、雖不及先王之化、亦可以勝残暴、去刑殺矣」（『論語古訓外伝』）とする。これを支持するのは大峯で、「善人経為国、用其制法、相継及於百年、亦可見此治功矣」（『冢註論語』）とし、さらに「徳夫（春台）以為開国之謂者、是也、顔淵問為邦（衛霊公篇第十一章）、能以礼譲為邦之類（里仁篇第十三章、ただし以礼譲為国）、凡書為邦者、経為之謂也、諸説多以為治国之意者、失之、又百年之言、多以為善人相継之謂、亦不是也、豈有世世善人相継者乎」（『論語群疑考』）と論じた。朖の理解は、春台を継ぐもののように見える。

（3）朱子『論語集註』は、尹氏語「勝残去殺、不為悪而已、善人之功如此、若夫聖人則不待百年、其化亦不止此」を引き、徂徠『論語徵』は、「善人不践迹（先進篇第十九章）、則不用礼楽之教、故其化遅耳」と述べて、視点は異なりながら、善人の統治が聖人のそれに及ばない点を強調する。これに対して仁斎は、「是非卑善人而遅其化、蓋門人記之、以起下章之意」（『論語古義』）として、次章との関連を指摘しながら、とくに善人を低く評価しようとするものではないとする。履軒もまた、「勝残去殺、元来聖賢王天下者之功業矣、非小可也、固不待言者、此言善人雖品下、得相継之久、則亦可以成是功業也、亦字暗伏王者而言」（『論語逢原』）とし、通俗的な朱子学の書にも、「此夫子当時為上者殺ヲ以テ残ヲ止テ、善ヲ以テ消残コトヲ不知ヲ見ル、故ニ善人久シ道ノ化ヲ思玉フ、不足トシ玉フ詞ニアラズ」（貞斎『論語集註俚諺抄』）とある。

（4）古注が「孔（安国）曰、古有此言、孔子信之」とし、朱子も、「蓋古有是言而夫子称之」（『論語集註』）とした。

（5）徂徠は、「孔子必有所指、豈謂楚先君邪」（『論語徵』）とする。朖も、孔子は一般論を述べたわけではなく、どこかを思い浮かべていたのだろうとする。大峯も「蓋古有此語、而孔子誠之者、必有見其證、然未可知所指」（『冢註論語』）と言う。

（6）一堂の議論を紹介しておく。「按蓋孔子仮古言、歎今之以政殺人之多也、此古言、孔子不願善人、願勝残去殺之事、故此章不主善人、主勝残去殺、政道不殺人、代天也、天道仁故推善人、善人之仁不履跡、然不如王者之仁、又此章後章之前門」（『論語知言』）

十二.

子曰、如有王者、

カヤウノ乱世ニ、モシ堯舜湯武ノ如キ君出来テ、一統ニ治メ玉フトモ、サスガニ急ニ十分ニハ治マラジ

必世而後仁

ゼヒ三十年程カヽリテ、(1) ヤウヤウ仁政ハ行ワタルベシト也(2)

(1) 古注が「孔（安国）曰、三十年曰世」とし、朱子も「三十年為一世」（『論語集註』）とした。仁斎は「世者、指其世而言」（『論語古義』）と解釈したが、徂徠は、それでは本文の「後」の字が浮いてしまうと批判している。一斎『論語欄外書』・一堂『論語知言』は、仁斎に従った。

(2) 朱子（『論語集註』）は、程（顥、明道）氏語「周自文武至于成王而後礼楽興、即其効也」と程（頤、伊川）氏語「三年有成、謂法度紀綱有成而化行也、漸民以仁、摩民以義、使之浹於肌膚、淪於骨髄、而礼楽可興、所謂仁也、此非積久、何以能致」を引いて、「礼楽」との関わりで仁政を理解した。同じように、「仁者、謂礼楽之化洽也」として「礼楽」を押し出す徂徠は、「文王之所以為文（『中庸』、『中庸章句』の分章で第二十六章）、語礼楽也、豈待成王也、然古亦曰周公制作礼楽者、語其備也、故古称文武周公皆聖人者、以作者也」（『論語徴』）として、「礼楽」の「作者」として「文武周公」の「聖人」を捉え、成王に至って「礼楽」が完成したかに説く程明道の理解を批判した。これを憤然として斥けるのが、竹山である。竹山は、『中庸』の「非天子不議礼、不制度、不考文」（『中庸章句』の分章で第二十八章）について、徂徠『中庸解』が「不議」は「不改作」のことだとしている点を取り上げ、西伯として終わった文王は礼楽を制作したのか否か、徂徠の議論には矛盾があると衝いた。「蓋渠造文者礼楽而已之説、以通於一切、屢々以排撃宋賢、而窘乎文王之文、乃設瀾翻之説、謂文王礼楽、不待成王、周公制作、是補足焉、以変乱事実矣、他経之不合、諸書之無証、皆不復顧、遽以筆于書、以眩惑世之末学曲士、賤目貴耳者、洵可憎矣」と述べて、『礼記』（王制篇）から「言偽而弁、学非而博、（順非而沢、）以疑衆、殺」を引いて、「如徂来者、古之僇人而已矣」、古代であれば死罪になって当然の悪人であると指弾した（『非徴』）。

十三.

子曰、苟正其身矣、於従政

此二字本ハ君ト家老ノ下ニテ、政務ヲ執行フ士大夫ノワザヲ云ナレド、君家老ノ政務ノ本ジメヲスル事ニモ、カケテイヘルコトアリ(1)

乎何有、

難キ事ナシト也

不能正（ハスルコト）其身、如正人何（ヲヲセン）

従政ニハ、正人事ノミ多シ、已正シカラズシテ人ヲ正サントシテハ、人従ハザル也○上ノ其身正ノ章(2)ト同意也、凡テ此書ニ、一ツ意ノ事ノ折々見ユルハ、皆各別肝要ノ事ニテ、シカモ知リ行フ人ノ少キ事共也

（1）仁斎『論語古義』が、『論語大全』から「従政与為政不同、為政是人君事、従政是大夫事、夫子此言、蓋為大夫而発」という饒（魯）氏語を引いた。これに対して徂徠は、そうも限らないとし、春台は、「大凡為政者大夫、従政者士、……此言為士者不可以不正其身、苟正其身、雖従政可矣、況其他乎、……蓋士之事莫重於従政、故以是言之、豈惟士哉、凡君臣上下、皆不可以不正其身」（『論語古訓外伝』）と述べた。朖の理解も、春台と近い。

（2）子路篇第六章

十四

冉有退朝(1)（ヨリ）、

冉有季氏ノ家老トシテ、主人ニ附従テ魯ノ朝廷ニ出テ、退出シテ孔子ノ所ヘ立ヨリシ也、(2)是又季氏カ勢ノ強キニヨルナルベシ

子曰、何晏（カリッル）也、対曰、有政（キ）、

其相談ニ隙ドリシト也

子曰、其事（レナラン）也

馬融云ク、政トハ、先規ヲ改メ直シテ、新規ニ触出ス事ノアルヲ云、事トハ常ノ政事也、(3)朖云、春秋ニ載タル、初税畝（テ）、(4)又作三軍（ルヲ）、(5)又舎中軍（ク）、(6)又用田賦（テヲ）等類（ノ）(7)ヲ、取分テ政トイヒ、サマテモナキ事ハ、ムツカシキ談合ニテモタヾ事也、ト云趣ニ言分タル也、此分チ冉有モ取誤ル程ノ事ナレバ、イツニテモカク別ルヽニハアラズタヽ、孔子ニ沙汰ノアルトナキトノ論ニ付テ、名ヲ別チシマデ也、(8)譬ヘバ比周和同ノ類ノ如シ、(9)二字ツヽ続クル時ハ同義ナレドモ事ヲワクレバ二ニ分ルヽナリ

如有政（バ）、雖（ドモ）不吾以（ヲヒ）、吾其与聞（レリンヲ）之

左伝ニ、季孫欲以田賦、使冉有訪諸仲尼仲尼曰丘不識也冉有曰、子為国老、待子而行（テヲテ）、若之何不言、(10)コレニテ孔子ノ当時ノ覚エノ程、又冉有ガ季氏ニ用ヒラレシ程ヲモ知ベシ(11)

（1）諸本いずれも「冉子退朝」。

（2）古注は「周（生烈）曰、謂罷朝於魯君」とし、朱子は「朝、季氏之私朝也」（『論語集註』）とする。仁斎は朱子に拠り、徂徠には言及がないが、春台は古注を支持した。朖は、春台に従う。

（3）古注が「馬（融）曰、政者、有所改更匡正」「事者、凡行常事」とする。徂徠がこれを採り、「爵賞刑罰田猟出師之類、凡大事皆謂之政也」（『論語徵』）とした。春台や朖はこれを継いだ。

大峯『冢註論語』・南冥『論語語由』・履軒『論語逢原』らもこれに拠った

（4）『春秋左氏伝』宣公十五年

（5）『春秋左氏伝』襄公十一年

（6）『春秋左氏伝』昭公五年

（7）『春秋左氏伝』哀公十一年

（8）朱子は「政、国政、事、家事」とし、孔子の発言の意図を「是時季氏専魯、其於国政、蓋有不与同列議於公朝、而独与家臣謀於私室者、故夫子為不知者而言、……其所以正名分抑季氏、而教冉有之意、深矣」（『論語集註』）と説いた。仁斎は、朱子の議論に従いながら、「不独警季氏教冉有、亦欲使此義不晦於天下万世、蓋春秋之意云」（『論語古義』）と補った。

（9）「子曰、君子周而不比、小人比而不周」（為政篇第十四章）、「子曰、君子和而不同、小人同而不和」（子路篇第二十三章）

（10）「季孫欲以田賦、使冉有訪諸仲尼、仲尼曰、丘不識也、三発、卒曰、子為国老、待子而行、若之何、子之不言也」（哀公十一年）、惕斎『論語集註鈔説』もこれを引く。

（11）古注は「馬（融）曰、如有政非常之事、我為大夫、雖不見任用、必当与聞之」として、孔子は無役ではあっても大夫だったとするが、朱子は「若是国政、我嘗為大夫、雖不見用、猶当与聞」（『論語集註』）として、かつて大夫だったとする。仁斎は、「古者、大夫雖致仕、国有大政、必与聞之」（『論語古義』）として朱子に倣うが、履軒は、「孔子仍在大夫之列、非致仕退老」（『論語逢原』）として古注に拠った。

十五.

定公問一言而可以興

盛ニ強ク栄エシムルヲ云

邦有諸、孔子対曰、言不可以若是其幾也、

幾ハ期スル也、庶幾ノ幾ト同ジク子カフトモチカシトモヨム、共ニ同意ニオツル也、(1)言コヽロハカヤウニタヤスゲニ、タシカニサ有ント受アフ事ハ、ナリ難ク候ト也サリナガラ御尋ニ因テ試ミニ申サンニハ

人之言曰、

世ノ中ノ諺ナリ

為君難、為臣不易

孟子ニ云ク君トシテハ君ノ道ヲ尽シ臣トシテハ臣ノ道ヲ尽スト云ヘリ、(2)是タヤスカラヌ事也

如知為君之難也、

古語ニ云ク、君以為難則其易也将至、若以為易則其難也方来(3)

不幾乎一言而興邦乎、

何トナキ邇言ヲモ、ヨク味フレハ、限ナキ深キ意コモレリ、古来ノ聖賢英明ノ君、皆君タル事ノ難キヲ知レル人ナリ

曰、一言而

皇侃本コヽニ可以ノ二字アリ(4)

喪邦、有諸、孔子対曰、言不可以若是其幾也、人之言曰、予無楽乎為君、唯其言而莫予違也、(5)

外ニ楽シカラント願フコトハナシ、唯コノ事ノミハ人君ノ身ガ羨シキト也、前ノ諺ハ道ニシテ善シ、此ノハ欲ニシテ悪シ

如其善而莫之違也、不亦善乎、

是勢位ノ奇特ニシテ賢主ノ徳化ノ流行スル所ナリ

如不善而莫之違也、不幾乎一言而喪邦乎、

諫臣ハ退ケラレ、賢臣ハ見限リ去テ、諂諛ノ者ノミ進ミ居ル、無道ノ国ノ有様也(6)(7)

（1）古注（王弼）は「幾、近也」とするが、朱子は「幾、期也」（『論語集註』）とする。古注に従えば、「言不可以若是、其幾也」というように訓む（息軒『論語集説』）。仁斎・徂徠・春台らは朱子の理解に沿い、朖もそれに倣う。「共ニ同意ニオツル」という理解は、古注を採る一斎にも見える。「幾字、当従近也之訓、期字意亦包在内」（『論語欄外書』）

（2）「孟子曰、規矩、方員之至也、聖人、人倫之至也、欲為君、尽君道、欲為臣、尽臣道、二者皆法堯舜而已矣」（『孟子』離婁上篇）

（3）「文王問於郭偃曰、始也吾以国為易、今也難、対曰、君以為易、其難也将至矣、君以為難、其易也将至焉」（『国語』晋語四）。『書経』には「后克艱厥后、臣克艱厥臣、政乃乂、黎民敏徳」（大禹謨）とある。

（4）皇侃本には「一言而可以喪邦」とあり、春台『論語古訓』が従った。

（5）皇侃本には「唯其言而楽莫予違也」とあり、春台は、「皇本莫上有楽字、今按当在唯下」（『論語古訓』）とした。春台は、「唯楽其言而莫予違也」を正しい本文と考えたようだが、『論語古訓』正文は、通行本に倣っている。

（6）朱子『論語集註』は、范氏（祖禹）語「如不善而莫之違、則忠言不至於耳、君日驕而臣諂、未有不喪邦者也」や謝氏（上蔡）語「惟其言而莫予違、則讒諂面諛之人至矣」を引いて、臣下の阿諛を強調する。

（7）仁斎は、「愚謂、為君難之戒、専在守成之君為切矣、若創業之君、本起自寒微、備嘗艱難、不須深戒、第守成之君、素藉祖宗之業、生長安富之中、優游暇豫、不知自戒、故此言専戒守成之君也」（『論語古義』）とする。徂徠は、言葉とは一言で尽くすものではないと孔子が答えた点に着目して、「観孔子是言、則知後人喜簡喜易喜要喜徑直、皆非聖人之意」（『論語徴』）として、「性善」「格物」「致良知」「中庸」など、すべてを言い尽くそうとする言葉は偽者だと論じた。これに対して、「彼毎曰、仁者安民而已、是亦欲執一説以尽之」とは、蘭洲『非物篇』の徂徠批判であ

る。

十六.

葉公問政ヲ、子曰、近者説ビ、
　感服シテ愛慕スルナリ
遠者来ス
　風ヲ聞テ慕ヒ来ル也(1)〇孝ヲ問フニ答ヘテ、父母唯其疾之憂(2)トイ
ハレシ如ク其効ヲ語リテ其道ヲ思ハシメタル也、(3)其道ハ、前
ノ樊遅学稼ノ章ニ(4)大方尽タランカ、猶色々シカタアラン歟、思
フベシ

（1）徂徠は、「葉公唯務来遠、而不知使近者説、故孔子以此語之、後人不知古言、故無則字、則為対説、非矣」（『論語徵』）として、本文の意味は「近者説、則遠者来」だとする。大峯は徂徠を支持し、さらに『孔子家語』（弁正篇）の孔子と子貢の問答を踏まえて、「夫荊之地広而都狭、民有離心、莫安其居、故曰、政在悦近而来遠」（『冢註論語』）と補足した。朖の訓みは、春台『論語古訓』正文の「近者説、遠者来」に拠る。ちなみに朱子は、「必近者説、而後遠者来也」（『論語集註』）として、時間的な先後関係としている。

（2）為政篇第六章

（3）仁斎が、「夫為政以得人心為本、故夫子欲葉公以此験民情而自考其得失也」（『論語古義』）として、葉公が自らの政治を点検するように仕向けたと論じている。

（4）子路篇第四章